

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 インバータ等補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、鴻池水みらいセンターほか1機場に設置されているインバータ等の補修を行うものです。

本機器は、安定した下水処理を行ううえで重要な機器であることから、補修計画に基づき工事を実施するものです。

本機器は、株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社日立製作所の製作した当該機器の整備において大阪府域で唯一の保守点検会社である関西日立株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。